

議案第 2 5 号

三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例（案）

（三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部改正）

第 1 条 三次市共同利用施設設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 9 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

さくぎ共同利用施設	三次市作木町下作木 9 6 4 番地 1
作木高丸共同利用施設	三次市作木町香淀 1 0 0 0 1 番地 3 5

」を

「

さくぎ共同利用施設	三次市作木町下作木 9 6 4 番地 1
-----------	----------------------

」に

改める。

（三次市自然休養施設設置及び管理条例の一部改正）

第 2 条 三次市自然休養施設設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 0 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

作木常清滝キャンプ場	三次市作木町下作木字天楽
君田高幡森林浴の森	三次市君田町櫃田字下宮ケ原 1 1 2 3 番地 1

」を

「

君田高幡森林浴の森	三次市君田町櫃田字下宮ケ原 1 1 2 3 番地 1
-----------	----------------------------

」に

改める。

第 9 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書を削る。

(三次市介護予防等拠点施設設置及び管理条例等の廃止)

第 3 条 次に掲げる条例は、廃止する。

三次市介護予防等拠点施設設置及び管理条例 (平成 1 6 年三次市条例第 1 5 2 号)

三次市歯科診療所設置及び管理条例 (平成 1 6 年三次市条例第 1 6 3 号)

三次市プロイラー生産施設設置及び管理条例 (平成 1 6 年三次市条例第 2 0 6 号)

三次市鴨等飼育施設設置及び管理条例 (平成 1 6 年三次市条例第 2 0 7 号)

三次市養漁センター設置及び管理条例 (平成 1 6 年三次市条例第 2 1 7 号)

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。